

様式第6（第10条関係）

再生可能エネルギー発電事業計画事後変更届出書

平成 年 月 日

経済産業大臣 殿

(ふりがな)

届出者 住所 (〒 - )

(ふりがな)

氏名

印

(法人番号： )

(法人にあつては名称、法人番号（法人番号がある場合）、代表者の役職・氏名及び代表者の登記印)

電話番号 ( ) -

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第10条第3項の規定により、以下の事項について変更したので、次のとおり届け出ます。

変更対象事業計画（注1）

設備ID（識別番号）	
設備名称	
発電出力（kW）	
設備の所在地	
運転開始の有無（注2）	<input type="checkbox"/> 運転開始前 <input type="checkbox"/> 運転開始後（運転開始日：平成 年 月 日）

担当経済産業局（注3） \_\_\_\_\_

認定計画情報（注4）

		変更前	変更の有無	変更後	変更理由	備考
再生可能エネルギー発電事業者 (注5)			<input type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし			
代表者	役職		<input type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし			
	氏名		<input type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし			
役員	役職		<input type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし			
	氏名		<input type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし			
	役職		<input type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし			
	氏名		<input type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし			
住所			<input type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし			
保守点検責任者 (注6)			<input type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし			
添付書類	①事業実施体制図		<input type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし	書類名：		
	②その他 (注7)		<input type="checkbox"/> 変更あり <input type="checkbox"/> 変更なし			

(注1) 変更前の認定計画を記載すること。

(注2) 運転開始後を選択した場合は、運転開始日を記載するとともに受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類を提出すること。

(注3) 届出書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。

A：北海道経済産業局、B：東北経済産業局、C：関東経済産業局、D：中部経済産業局、  
E：近畿経済産業局、F：中国経済産業局、G：四国経済産業局、H：九州経済産業局、  
I：内閣府沖縄総合事務局

(注4) 変更の有無の記載欄については、変更が無い場合、「変更なし」のボックスにチェックし、変更後の記載欄以降の記載は不要とする。変更がある場合、「変更あり」のボックスにチェックし変更内容を記載すること。変更理由欄又は備考欄は必要があれば記載すること。

(注5) 再生可能エネルギー発電事業者について、氏名若しくは名称のみを変更する場合又は会社の分割若しくは吸収合併により変更する場合のみ記載し、変更後の再生可能エネルギー発電事業者が届け出ること（再生可能エネルギー発電事業者の氏名又は名称が変更となった事実又は再生可能エネルギー発電事業者たる地位を承継した事実を証明する書類（契約書の写し、戸籍謄本、同意書等）を提出する必要がある。）。また、再生可能エネルギー発電事業者の実質的な主体を変更する場合は、変更前に様式第3又は様式第4により申請すること。

(注6) 保守点検責任者について、氏名若しくは名称のみを変更する場合又は会社の分割若しくは吸収合併により変更する場合のみ記載すること。保守点検責任者の実質的な主体を変更する場合は、変更前に様式第3又は様式第4により申請すること。

(注7) 項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

備考

- ・用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- ・氏名を記載し押印することに代えて署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。